

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥 生 の 情 報 発 信

NO.11 クーリングオフ制度 ～買ったものを返したい～



春を感じる毎日ですが、お元気でお過ごしでしょうか？
春は新しい出会いの季節。いろいろな出会いがあるとよいですね。

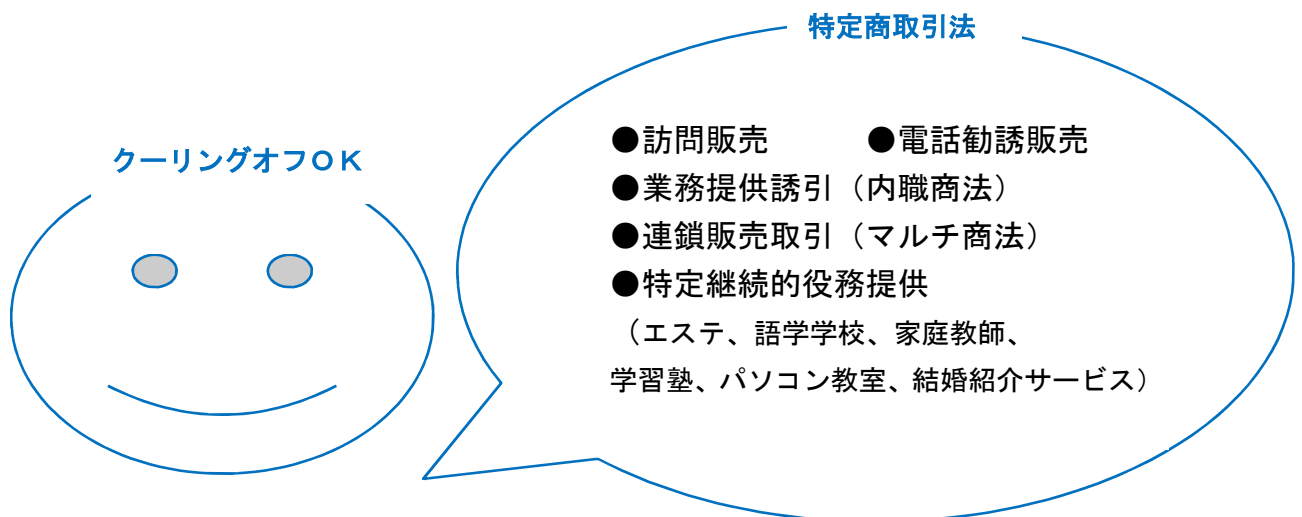
クーリングオフ制度

クーリングオフ制度は、自分が買ったものを一定の期間内（8日間、20日間）に返品できる制度です。契約は「これを買います」「ありがとうございます」で成立します。そして契約したことは守りましょうというのが民法の原則です。

ただ、突然不意を打たれたような環境で契約をしてしまい、後でゆっくり考えたら、いらぬものを買っていたということがあります。クーリングオフ制度は、このような状況の消費者に、一定の期間内であれば、無条件に契約の申込みを撤回したり、契約をしてしまった場合でも、契約の解除ができるというものです。理由など必要ありません。ただ、意思表示をするだけでよいのです。クーリングオフ制度は、民法に反するととても強力な制度なのです。

クーリングオフ制度が可能な契約

すべての契約がクーリングオフできるのでは、社会は混乱してしまいます。そこで、訪問販売など一定の契約に限り、クーリングオフ制度が認められています。ちなみにクーリングオフ（cooling-off）というのは、頭を冷やすという意味です。



通信販売はクーリングオフできない

特定商取引法では、訪問販売などの5つの契約でクーリングオフ制度を定めています。この中に通信販売は含まれません。通信販売は、紙ベースのカatalogショッピングをはじめ、テ

レビショッピング、インターネットショッピングも含まれます。消費者がじっくり考えて選択できるからという理由でクーリングオフ制度は認められていませんが、消費者保護のために、返品制度について表示するように義務付けています。

「返品できません」と記載 → 返品 ×

「返品できます」「返品できません」の表示がない → 商品到着後 8 日間 返品 OK
しっかりチェックしましょう！！

こんな場合クーリングオフできる？

Q. 「リフォーム見積り無料」のチラシが入っていたので、すぐに必要はなかったものの将来の参考のために見積りを依頼しました。やってきた業者は強引で、するつもりのないリフォームの契約をさせられてしまいました。クーリングオフできますか？

A. クーリングオフできます。業者に依頼したのは、「無料見積り」であって、リフォームではありません。当初の目的とは違う内容の契約を勧誘した場合には、訪問販売に該当します。業者から申込書（または契約書）をもらった日から8日間は、クーリングオフできません。既に工事が終了している場合でもクーリングオフできます。

突然訪問の業者に注意

上記のほかに、チラシの水漏れ業者を呼んだら、台所のリフォームを強要された、無料で水質検査をしてあげるといふ業者がきたのでお願いしたら、浄水器を買わされたなどたくさんの事例がありますので、突然訪問してくる業者には、くれぐれもご注意ください。

期間を過ぎたら

業者が申込書（または契約書）を交付していない
クーリングオフ制度について記載がない
クーリングオフできないとうそを言われた



クーリングオフOK

商品についてうその説明をされた
(リフォームの必要がないのに、柱が腐っているから
ほおっておくと大変なことになるなど)



6 か月間
契約の取消しOK
(消費者契約法)

過量な商品を契約させられた
(たくさん購入したほうがお得だからと、サプリメントを2年分購入させられたなど)



1 年間
契約の解除OK

クーリングオフは文書で

クーリングオフは文書で行います。通常はハガキで大丈夫ですが、よくわからない業者の場合

合は、内容証明郵便が確実です。

ハガキを送付するとき ①表と裏の両面をコピー ②特定記録郵便や簡易書留で送付
③申込書（契約書）受領後8日間（20日間）以内の消印でOK
クーリングオフの例文もありますので、お問い合わせください。

業者との話し合い

悪質な業者と話し合うのは容易ではありません。一般的には、最寄りの消費生活センターに相談に行き、業者との話し合いの仲介をお願いします。個人で話し合いの場を持つのは、控えたほうがよいでしょう。業者との話し合いに立ち会ったことがあります、ああいればこう言う、こう言えばああいうで、非を認めようとしません。法律がどうのこうのと言っても、うちの顧問弁護士はこう言っていると・・・

既にお金を支払っている場合には、ある程度のお金を支払って解決するというのが一般的です。被害額も、弁護士に依頼して裁判をするには割にあわないくらいの金額（100～200万円）が多いようです。

Pick Up



相続セミナー、遺言セミナー 承っております。お友達同士で聞きたい、サークルで主催したいなど、ご要望にお応えします。お気軽にお問い合わせください。

取扱い業務

離婚、遺言・相続、後見制度
知的財産権、契約書全般、内容証明

この他にもお問い合わせください。

◆行政書士7年 主婦17年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生
ファイナンシャルプランナー

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル
NO.6 遺言書 NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書